

第4期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定に伴う 平成21年度以降の特定施設入居者生活介護事業者の再募集 について【公募対象となる運営開始時期平成23～24年度】

平成21年度から平成23年度を計画期間とする「第4期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（以下、「整備計画」という。）の策定（平成20年度末に策定。）に伴い、平成20年度末から21年度秋にかけて平成21年度以降の開設を対象とした特定施設入居者生活介護事業者の募集及び決定を行いました。一部の事業者から辞退がありましたので、再募集を行います。

1 公募の対象となるサービス

特定施設入居者生活介護（混合型及び介護専用型）

特定施設入居者生活介護を直接又は外部サービス利用型で提供できるものを対象とします。

【（定員が29名以下となる「地域密着型特定施設入居者生活介護」）を除く。】

1施設当たりの応募の総定員数を80名以下とします（住宅型有料老人ホーム「平成20年12月15日時点において運営中の施設に限る。」からの転換分を除く）。

市街化調整区域は募集の対象外とします。

2 公募の対象となる募集定員数

単位：定員

開設年度	平成23～24年度
混合型	203
介護専用型	149

3 公募の対象となる運営開始時期

平成23～24年度中

4 選定の方法

募集定員数を越える応募があった場合は、各応募者から提出された書類の内容を、本市の「特定施設入居者生活介護事業者選定基準」に照らし、選定項目ごとに採点を行い、その結果を（注）「地域密着型サービス等部会」に諮り、意見反映措置を講じた上で、運営予定事業者を決定します。

注）「地域密着型サービス等部会」とは、川崎市介護保険運営協議会に置かれている学識経験者・団体代表者・市民公募による委員から構成される部会です。

5 選定の時期

平成23年1月下旬を予定。

6 選定の結果

合否に関わらず、応募のあった全ての事業者に対して、平成23年2月上旬に準備が整い次第、文書により通知いたします。また、運営予定事業者決定後は、応募の概況及び運営予定事業者名等を高齢者事業推進課ホームページで公表します（公表を予定している内容は、計画地・運営予定事業者名・居室数・入居定員数・開設予定時期・選定結果「合計の点数」となります。）。

7 応募資格

介護保険法第70条第2項に該当しない者であること。また、事業を長期間継続して安定的に運営できる経営基盤を有し、社会的信用の得られる経営主体であること。

8 受付期間

平成22年10月25日（月）から平成22年11月9日（火）まで

申請事業者数が上記期間で応募定員数を大幅に満たさない場合、応募期間を延長する予定です。その場合、ホームページでお知らせします。

9 提出書類及び提出部数

(1) 提出書類

特定施設入居者生活介護事業所の設置に関する事業計画書及び添付書類

応募に必要な様式をメールにより送らせていただきますので、次のアドレスに「件名：様式希望」と付して、メールをお願いします。

E-mail : kamada-yu@city.kawasaki.jp（高齢者事業推進課事業者指導係 鎌田あて）

(2) 提出部数

1部（A4ファイルに綴じること。）

10 応募方法

下記の提出先まで持参により提出をお願いします（郵送は不可）。

応募を予定される事業者は、予め電話により予約をお願いします。

（9：00～12：00、13：00～17：00「土日祭日を除く。」）

11 提出先

川崎市健康福祉局長寿社会部高齢者事業推進課事業者指導係（市役所第3庁舎6階）

住所：川崎市川崎区宮本町1番地

電話：044-200-2454 FAX：044-200-3926

12 その他留意事項

- (1) 応募に際し、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第15条第3号に規定する適合高齢者専用賃貸住宅の設置を前提とする場合は、応募と同時に、神奈川県知事に対して、適合高齢者専用賃貸住宅設置計画事前相談書を提出し、事前相談を行い、適合高齢者専用賃貸住宅設置計画事前相談結果通知書の交付を受けてください。

県要綱は「かながわ福祉コミュニティー」の「書式ライブラリー」で確認が可能です。

<http://www.rakuraku.or.jp/kaigo/>

高齢者専用賃貸住宅が特定施設入居者生活介護事業者の指定を受ける際の基準は、別紙1のとおり。

- (2) 事業者募集に関する質問は、メール又はFAXにより、平成22年10月8日（金）まで受け付けます。また、質問に対する回答の一部を、平成22年10月15日（金）以降に高齢

者事業推進課ホームページで公開する予定です（公平性を期すため、質問の締切日以降の個別相談等は受け付けません。）

- (3) 不備のある提出書類は受け付けできません。受付期間最終日の提出は極力避けて下さい。できる限り、確認・修正等の期間を見込んで、早めに提出をしていただくようお願いします。
- (4) 提出していただいた書類の内容で確認を必要とする部分があれば、必要に応じてヒアリングを行いますので、提出書類の内容について答えられる方の来庁をお願いします。
- (5) 提出された書類について、受付期間経過後の差し替え及び再提出は受け付けできません。
- (6) 提出していただいた書類の返却はいたしませんので、予め御了承ください（選定以外には使用しません。）
- (7) 提出された書類に虚偽の記載をした場合は、応募を無効とします。
- (8) 同一区内における複数の応募は不可とします。
- (9) 応募に関し必要な費用は、応募者の負担とします。
- (10) 運営予定事業者の決定は、「2 公募の対象となる募集定員数」に標記している定員数の範囲内となります。
- (11) 開設に当たっては、県の指導に従い、厚生労働省令第79号による「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」を満たしていることが必要となります。
- (12) 土地所有者、地域住民、その他関係者とのトラブルの無いように、応募にあたっては事業者の責任で関係者への詳細な説明と同意を得てください。
- (13) 計画的に特定施設入居者生活介護事業所の整備を進めていますので、運営予定事業者として内示を受けた後は、原則、開設場所、事業開始予定時期、入居定員、入居時の要件（介護専用型から混合型又は、混合型から介護専用型）及び運営予定事業者に係る変更（事業譲渡）はできません。予め御了承下さい。
- (14) 設置に伴う整備費補助金等はありません。

13 療養病床等の取扱いの特例

療養病床の再編成に伴い、療養病床等から特定施設入居者生活介護に転換する場合は、当該転換分について、公募の対象となる定員数には含めないものとして取扱いますので、別途、御相談下さい。

14 選定基準に関する留意事項

- (1) 項目番号1 - 3の「特定施設入居者生活介護等の運営実績」については、平成22年10月1日時点における運営実績により評価を行います。
- (2) 項目番号2 - 1の地域バランスの「川崎市が指定した行政区」は次のとおりとなります。
10点 幸区、5点 川崎区及び中原区
- (3) 項目番号2 - 2の「他事業所とのバランスについて」は、今後開設が見込まれている事業所を含みません（別紙2「開設予定事業所一覧」のとおり。）
- (4) 項目番号4 - 2の「入居時の要件について」は、公募の対象としているサービスのうち、「介護専用型」の募集に関しては、加点の対象にはなりません。
- (5) 募集の対象となる定員数を越える応募があった場合で、本市の「特定施設入居者生活介護事業者選定基準」に照らし、選定項目ごとに採点を行った結果、合計得点が同点である場合は、次の選定方法により順位付けを行い、その結果を「地域密着型サービス等部会」に諮り、意見反映措置を講じた上で、運営予定事業者を決定します。
 - ア 項目番号1 - 3、2 - 1、2 - 2、4 - 3の合計得点が高い応募者。
 - イ アの結果、合計得点が同点の場合は、項目番号1 - 3の得点が高い応募者。
 - ウ イの結果、得点が同点の場合は、項目番号4 - 3の得点が高い応募者。

- エ ウの結果、得点が高点の場合は、項目番号 2 - 1 の得点が高い応募者。
- オ エの結果、得点が高点の場合は、項目番号 2 - 2 の得点が高い応募者。
- カ オの結果、得点が高点の場合は、その結果を「地域密着型サービス等部会」に諮り、意見反映措置を講じた上で、運営予定事業者を決定します。

〒 2 1 0 - 8 5 7 7

川崎市川崎区宮本町 1 番地

川崎市健康福祉局長寿社会部

高齢者事業推進課事業者指導係

T E L (0 4 4) 2 0 0 - 2 4 5 4

F A X (0 4 4) 2 0 0 - 3 9 2 6

高齢者専用賃貸住宅が特定施設入居者生活介護事業者の指定を受ける際の基準

【厚生労働省告示第 2 6 4 号】から基準の部分のみを抜粋

- 1 高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則（平成 1 3 年国土交通省令第 1 1 5 号）第 3 条第 6 号に規定する高齢者専用賃貸住宅であること。
- 2 各戸が床面積（共同住宅にあっては、共用部分の床面積を除く。）2 5 平方メートル（居間、食堂、台所その他の部分が高齢者が共同して利用するため十分な面積を有する場合にあっては、1 8 平方メートル）以上であること。
- 3 原則として、各戸が台所、水洗便所、収納設備、洗面設備及び浴室を備えたものであること。ただし、共用部分に共同して利用するため適切な台所、収納設備又は浴室を備えることにより、各戸に備える場合と同等以上の居住環境が確保される場合にあっては、各戸が台所、収納設備又は浴室を備えたものであることを要しないものとする事ができる。
- 4 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成 1 3 年法律第 2 6 号）第 5 8 条第 7 号の必要な保全措置が講じられているものであること。
- 5 入浴、排せつ若しくは食事の介護、食事の提供、洗濯、掃除等の家事又は健康管理をする事業を行う賃貸住宅であること。

介護付有料老人ホーム

	施設名（仮称）	計 画 地	居室数	定員数	開設予定時期
1	Sアミーユ川崎幸町	幸区幸町2 - 632 - 1 他	80室	80人	平成23年度中
2	まどか武蔵新城	高津区千年935	58室	58人	〃
3	アミーユレジデンス生田	多摩区长沢1 - 8605 - 17	30室	30人	〃
4	総生会ロイヤルホームI	麻生区上麻生6 - 552	60室	68人	〃
5	Sアミーユ中野島	多摩区中野島1 - 908 - 5	32室	32人	〃
6	介護付有料老人ホーム みんなの家・川崎中野島	多摩区中野島2 - 476 - 1 他	39室	39人	〃

上記以外の既存事業所（87事業所：平成22年9月1日現在）については、「かながわ福祉コミュニティー」のサイトで確認が可能です。
<http://www.rakuraku.or.jp/kaigo/>

適合高齢者専用賃貸住宅

	施設名（仮称）	計 画 地	居室数	定員数	開設予定時期
1	アミーユレジデンス野川	宮前区野川524 - 1	75室	75人	平成22年度中
2	川崎セレモニア介護複合施設	幸区中幸町1 - 53 - 7	32室	32人	平成23年度中